

付録2 令和5年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に係属した事件81件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (あ) はあっせん、(調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	青森県令和5年(調)第1号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	5. 11. 24	薬局経営会社	飲食店経営個人事業主	被申請人は被申請人が営むカラオケスナックの壁に防音施工を施すことを求める。			
2	福島県令和3年(調)第1号事件	火力発電所からのばいじん被害損害賠償請求事件	3. 6. 25	福島県住民1人	電力会社	被申請人は、申請人に対し、家屋の修繕費用として1800万8304円、弁護士費用として180万円及び本調停費用を支払うこと。	5. 5. 19	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
3	福島県令和6年(調)第1号事件	太陽光発電施設からの騒音被害防止請求事件	6. 2. 16	福島県住民2人	土木建築業社	太陽光発電施設について騒音防止対策を講じること。			
4	栃木県令和4年(調)第1号事件	特別養護老人ホーム空調設備からの騒音防止等請求事件	4. 9. 15	栃木県住民1人	社会福祉法人	(1)被申請人は、室外機を移動する、運転を抑制するなどして、被申請人の特別養護老人ホームからの騒音を低減すること。(2)上記措置を取らない場合、令和5年3月末日までに、特別養護老人ホームを現在地から移転すること。	5. 4. 11	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
5	栃木県令和5年(調)第1号事件	岩石採取場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	5. 4. 3	栃木県住民39人	石材工業会社	被申請人は、物件目録記載の土地における岩石採取の方法について被申請人が岩石採取計画において定められる岩石採取の方法に定められた就業日及び就業時間を遵守し、岩石採取工程等ごとに予想される騒音、粉じんの災害の態様及び防止のための措置を執らなければならない。(2)被申請人は、被申請人の採石場において業務を行うに当たり、上記計画のうち就業時間を日曜日のみならず祝祭日も除くものとし、その操業に伴い発生する騒音をさらに低減化し、防じんの措置を執らなければならない。	5. 8. 7	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
6	群馬県令和4年(調)第1号事件	動物ふん尿の投棄による水質汚濁等被害防止請求事件	4. 7. 20	群馬県住民1人	群馬県住民1人 群馬県(代表者知事)	(1)温泉旅館の営業ができなくなったことに対する補償。(2)畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された申請人活動地の温泉湧出井戸の回復。(3)ミネラルウォーター製造設備費の支払(4)被申請人A活動地の土壌の回復及び今後地下浸透が起こらない、畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された雨水や土砂が申請人の土地に流れ込まない対策(5)金3000万円の賠償、申請人所有地の温泉湧出井戸を掘ったときの額2000万円、ミネラルウォーター製造設備費900万円、生活の糧を失ったことに対する当面の補償100万円。	5. 7. 20	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
7	埼玉県令和5年(調)第1号事件	ヒートポンプ式温水暖房機からの低周波音等の騒音・振動被害防止請求事件	5. 2. 1	埼玉県住民1人	建設会社	(1)被申請人は、エコキュートのヒートポンプを東側から北側若しくは西側の道路に面した場所へ移設し、低周波等の騒音振動が申請人宅に届かないように対策を講じなければならない。(2)被申請人は、エコキュートのヒートポンプの移設ができない場合には、エコキュートの代わりに電気温水器を設置しなければならない。	5. 5. 29	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
8	埼玉県令和5年(調)第2号事件	市道騒音・振動被害防止請求事件	5. 4. 10	埼玉県住民2人	市(代表者市長) 埼玉県(代表者知事)	(1)環境基準緩和の見直しと抜本的対策。(2)当該道路に対する生活道路の周知と迂回案内。(3)交通規制(道路管理者が権利を有する重量規制など)。(4)Aインター地域の物流拠点からの当該道路への流入対策。(5)B交差点の(特に国道298号線からの流入に対する)交通対策。(6)「C版MaaS(A市)」および「埼玉版スーパー・シティプロジェクト(埼玉県)」における被害場所の問題認識と環境保全対策や公害防止施設の設置。(7)上記対策が不十分な場合、(現在進行中の区画整理事業等による)代替地移転。			
9	埼玉県令和5年(調)第4号事件	国道等騒音被害防止及び損害賠償請求事件	5. 5. 29	埼玉県住民33人	市(代表者市長) 国(代表者国土交通大臣) 国(代表者環境大臣)	○A市 環境緑水課 (1)毎年12月に環境省の常時監視の手順に従い、国道299号沿いのB地区で昼と夜の騒音測定を行い、騒音レベルの定量的な評価を行うこと。(2)埼玉県警及び関東運輸局埼玉運輸支局に対して、年に数回の街頭検査ではなく、「違反車両がゼロになるまで継続し徹底した街頭検査」を要望すること。 (3)住民の精神的損害に対して、賠償金50万円の支払を求める。 ○関東運輸局 埼玉運輸支局 (1)国道299号沿線における道路運送車両法違反車両を撲滅すること。(2)車検逃れを撲滅すること。 ○国土交通省 自動車局 (1)道路上で爆音を発生する車両を自動的に摘出するシステム(騒音オービス)実用化研究を一層進めること。(2)住民の精神的損害に対して、賠償金300万円の支払を求める。 ○環境省 水・大気環境局自動車環境対策課 (1)純正マフラーよりも大きな騒音を発生させるマフラーを道路上から根絶するために必要な法的整備をすること。(2)住民の精神的損害に対して、賠償金150万円の支払を求める。			
10	埼玉県令和5年(調)第3号事件	飲食店排気口からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	5. 6. 12	埼玉県住民1人	飲食店経営会社	(1)南向きに設置されている店舗の排気口を北側に伸ばし、排気が南や風下である東側に来ないようにすること。(2)脱臭と脱脂処理をした上で排気すること。(3)悪臭や刺激物質で汚染された布団、カーテン、衣類他の回復費用を負担すること。換気扇、布団乾燥機にかかる電気代、消臭剤代、シーリング代、その他費用を負担すること。(4)この手続にかかった費用を支出すること。	5. 9. 11	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
11	埼玉県令和5年(調)第5号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	5. 9. 21	埼玉県住民1人	公益社団法人	(1)エアコンの室外機等の音の低減を求める。マイク使用時の声や拍手は窓を閉めていたとしても響いてくる。(2)エアコンの稼働時間は、就業時間内とすることを求める。また、土日、祝祭日は稼働しないことを求める。(3)室外機の移設、防音、交換等を求める。			
12	埼玉県令和5年(調)第6号事件	トラックからの騒音被害防止請求事件	5. 12. 18	埼玉県住民1人	運輸会社	(1)トラックの発車等の操業に係る騒音(特に深夜)の継続的・持続的な軽減措置を求める。(2)被申請人に対し、(1)で求める事項が執られていることを随時確認し、執られていない場合には、自主的に是正措置を講じることを求める。			
13	東京都令和3	飲食店からの騒音	3. 8. 23	東京都住民1人	飲食店店主	(1)被申請人は、経営する店舗の営業時間を下記とすること。①緊急事態宣言下：営業	5. 6. 26	調停打ち切り	調停委員会は、8回の調停期日

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	年(調)第7号事件	防止請求事件				を行わない（東京都の要請に応じた営業）。②まん延防止等重点措置下：20時までの営業（東京都の要請に応じた営業）。③上記以外：24時までの営業。ただし、23時以降はカラオケを禁止し、かつ、23時以前も音が外に漏れないように対策を講じない限りカラオケを禁止する。(2)被申請人は、店舗ドア及び換気扇に防音設備を設置し、店舗からの騒音を低減すること。(3)申請人の自宅に向いている店舗内スピーカーの向きを別の方向に変更し騒音を低減すること。(4)店舗ドアを開いたまま飲食物やカラオケサービスの提供を行うことを止め、営業中は店舗のドアを閉め、騒音を低減すること。(5)店を出た客に、店を出た後は外で話さず静かに帰るよう促し、また、被申請人自身も外や店のドアを開けたまま客と大声で話すことをせず、見送りの際も静かに速やかに店舗に戻るようにし、騒音を低減すること。(6)店舗外に出て携帯電話で話をする客に対し、周りが住宅街であることから、大声での電話や長電話を控えるように促し、騒音を低減すること。(7)被申請人自身が、たばこのポイ捨てをしないだけでなく、客にもたばこのポイ捨てをさせないように対策を講じること。(8)営業終了後の片付けはドアを閉め、かつ、酒の空き瓶の片づけを屋外で行う場合は翌日に行うことで夜間の騒音を低減すること。			の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
14	東京都令和4年(調)第3号事件 (令和3年(調)第7号事件への参加)	飲食店からの騒音防止請求事件	4. 9. 21	東京都住民1人	飲食店オーナー	東京都令和3年(調)第7号事件に同じ。	5. 6. 26	調停打ち切り	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
15	東京都令和5年(調)第1号事件	運送業者営業所からの騒音防止請求事件	5. 8. 2	東京都住民1人	運送業者	(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、東京都A区の被申請人の営業所からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、大きな音を発生させる可能性がある行為の停止と小さな音を発生させる可能性のある行為の回数を減少させること。(3)被申請人は、営業所の営業時間を制限し、夜間及び土日の操業は行わないこと。(4)被申請人は、申請人との話し合いに応じ、速やかに問題の解決を図ること。			
16	東京都令和5年(調)第2号事件	駐車場からの騒音防止請求事件	5. 8. 3	東京都住民2人	マンション管理会社	(1)被申請人は、被申請人の駐車場出入口に設置されているチェーンゲートの騒音※を低減すること。※「チェーンゲートの騒音」とは、「低い音と振動を伴った音を含む、不快に感じる音」を言う。(チェーンゲート以外の方式のゲート等であれば、低い音が小さく、騒音に感じないものもあるかもしれないと考える。)(2)被申請人はゲートの誤作動が起こらないようにすること。			
17	東京都令和5年(調)第3号事件	飲食店からの煙害防止請求事件	5. 8. 3	インターナショナル経営会社	飲食店経営事業者	(1)ピザの焼き方を変え、被申請人のレストランから出る煙が危険な汚染物質にならないようにすること。(2)レストランの換気システムを煙が集中しないように変更すること。	5. 11. 10	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の 表示	事件名	申請受付 年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
18	東京都 令和5 年(調) 第4号 事件	学童保育 施設から の騒音防 止請求事 件	5. 9. 26	東京都 住民1人	学童保育 施設経営 会社	被申請人は、自身が経営する学童保育施設の運営を継続するのであれば、十分な防音対策を施すことにより、申請人宅敷地と被申請人賃借建物敷地の境界線上の騒音が常時60dBを超えないようにすること。			
19	東京都 令和5 年(調) 第5号 事件	電気温水 器等から の振動防 止請求事 件	5. 10. 11	東京都 住民1人	不動産開 発会社	(1)①被申請人所有のAテラスC号室の電気温水器の運転時間帯を深夜設定から昼間設定に切り替えること。②B号室、C号室ともに電気温水器の早期時間帯での運転取止め。③B号室の電気温水器の運転時間帯が深夜時間帯に戻されていた場合は再び昼間設定に戻すこと。(2)(1)により、就寝時間帯の振動が解消された後、電気温水器からガス給湯器への切替えの協議に応じること。(3)(2)までの措置によって、振動が収まらない場合にB号室のエアコン室外機対策をとること。			
20	東京都 令和5 年(調) 第6号 事件	マンショ ン隣家か らの悪臭 防止請求 事件	5. 10. 19	東京都 住民2人	東京都 住民2人	(1)被申請人らは、悪臭防止法と環境確保条例による悪臭規制を遵守すること。(2)シティタワーA町マンション管理規約、使用細則、重要事項説明等に定められている禁止事項「異臭や悪臭の発生」「発生する機器、設備の設置」「他の区分所有者の平穏な生活を脅かすこと」を行わないこと。(3)上記を遵守しない、または遵守出来ない理由がある場合、被申請人らは排気口に屋上に繋がる煙突を設置するなど、近隣戸に高頻度で漏れる高濃度香料臭を発生させないこと。ただし、煙突設置はシティタワーA町管理組合の4分の3以上の承認を要する特別決議を得ること。同工事費、維持修理費は被申請人らの負担において原状回復を行うこと。(4)上記措置をいずれも採らない場合、被申請人らは2024年12月末日までに移転すること。(5)上記措置が2024年12月末日までに執り行われれば、申請人らは既に負担した臭気調査費用、ニオイセンサー費、弁護士相談料、資料作成費、過去6年に及ぶ健康被害(治療費、薬代、診断書料)、精神的ストレスは甚大であるが、本問題の解決が一日も早くなされるのであれば、被申請人らに対して実損費用やその他の請求を行わない。(6)上記措置が執り行われた以降において、再び有機溶剤を含む香料臭を頻繁に発生させ、近隣戸専有部及び共用部に漏れ出るような迷惑行為が及ぶことがあれば、上記(5)にかかわらず、同請求権は遡って復元するものとする。			
21	東京都 令和5 年(調) 第7号 事件	飲食店室 外機から の騒音低 減請求事 件	5. 10. 20	東京都 住民1人	不動産賃 貸会社 飲食店経 営会社	(1)被申請人は1階のエアコンの室外機の騒音を低減すること。(2)そのためには室外機を移設等してもらうこと。			
22	東京都 令和5 年(調) 第8号 事件	洋菓子店 からの騒 音防止請 求事件	6. 1. 31	東京都 住民2人	洋菓子店	(1)被申請人はキュービクル並びに冷蔵庫及び冷凍庫の室外機からの騒音を申請人が居住する建物内に、午前8時から午後8時まで45dBを超えて、それ以外の時間帯は40dBを超えてそれぞれ到達させてはならない。(2)被申請人は、上記キュービクルを申請人らが居住する建物から10メートル以上隔離すること。(3)被申請人が上記(1)及び(2)の措置を採らない場合、被申請人は 令和6年6月30日までに上記(1)記載の全設備を撤去すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
23	東京都令和6年(あ)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償請求事件	6. 2. 26	東京都住民1人	解体工事業者	被申請者は申請者及びその同居家族に対し騒音、振動、悪臭に対する補償として金30万円を支払え。			
24	神奈川県令和4年(調)第4号事件	近隣工場からの騒音等防止請求事件	4. 10. 7	神奈川県住民1人	飲料製造会社	夜間の機械稼働停止。設備機器配管配置変更。騒音・振動等防止の緩衝帯設置。	5. 5. 22	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
25	神奈川県令和5年(調)第1号事件	近隣家屋解体工事振動等被害損害賠償請求事件	5. 6. 20	神奈川県住民2人	建設会社	被申請人は、申請人らに対し、352万9900円及びこれに対する令和4年11月18日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。	5. 9. 27	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
26	神奈川県令和5年(調)第2号事件	マンション階下からの騒音被害防止及び損害賠償等請求事件	5. 7. 18	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	下記2項を騒音源である長女の家主である被申請人に監督不行き届きとして求めたい。 (1)主に申請人が寝室で使用している北西洋室において、ほぼ連日の午後11時前後から午前5時半ごろまで長時間の断続的な壁叩きによる騒音の即時停止と完全な再発防止この再発防止には、A：集合住宅の規約違反から自主退去、B：親による常時監視、C：現状住居で可能な対策（部屋の移動等）が考えられ、本来は再発防止策として、AかBを必須としたいが、被申請人には大変重い対応からこの調停では受入れ難いと考えられるため、Cで納得できる対策が可能ならば和解する方向で考えたい。(2)損害賠償または慰謝料の請求。	5. 9. 25	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
27	神奈川県令和5年(調)第3号事件	近隣からの低周波音防止請求事件	5. 10. 16	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	(1)被申請人は、申請人による低周波音に関する調査（測定）に関して、当該調査（測定）の際に、被申請人宅に設置されているエアコンを稼働させたり停止させたりすることによって協力せよ。(2)前記(1)の調査の結果、申請人宅の室内に伝搬してきている低周波音の発生源が被申請人宅のエアコン室外機であると判明した場合には、被申請人は、当該低周波音を軽減させるため、当該室外機の移設等の対策をせよ。			
28	神奈川県令和5年(調)第4号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	5. 10. 19	神奈川県住民1人	クリーニング店経営者	排気ガスによる悪臭が自宅に入ってくるように対応を求める。併せて損害賠償を求める。	6. 2. 26	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
29	神奈川県令和5年(調)第5号事件	マンション階上からの騒音・振動被害防止及び損害	5. 10. 20	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人 大阪府住民1人 (住戸の区分所有)	令和5年2月中旬頃より継続して発生している騒音（重低音、振動）の停止及び当該騒音（重低音、振動）による健康被害並びに社会活動の低下に対する損害賠償。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
		賠償請求事件			者))				
30	神奈川県令和6年(調)第1号事件	隣家からの騒音被害防止等請求事件	6. 3. 19	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	申請人が現住所に引っ越して来て以来、オール電化の被申請人が約12年間に渡って使い続けているA社製エコキュートのヒートポンプ及び換気扇の昼夜を問わない運転による騒音と低周波の振動による睡眠障害、痙攣、吐き気、耳鳴り、心臓部腹部への圧迫感、手足の神経の痛み、息切れなどの不定愁訴の不快症状を伴う甚だしい体調不良を去年末から自覚症状としてきている今の現状を、被申請人に運転を停止してもらったり、システムの時間設定や強度を変えてもらったり、それと連動して使われている換気扇の長期使用によって摩滅しているだろうモーターなどの部品や老朽化しているエコキュートの給湯タンク及びヒートポンプ一式の商品自体を買い替えてもらうというような、ありとあらゆる可能な対応手段で現状の被害状態を変更すること。そのためには何より被申請人自身が、エコキュートやそれに付随して換気扇を使用している自分たち（被申請人と息子）が申請人にとんでもない迷惑を掛け続けている現状を自覚し、自ら率先して現状を変更しようとする意思を持ってもらうことが必要である。そうすることで、できればお互いが協力し合いながら双方にとって良い解決に至る方策を考え、それに基づいてできるかぎり争いごとにならずに円満解決に至ること。			
31	神奈川県令和6年(調)第2号事件	隣接する老人ホームからの騒音・悪臭のおそれ被害防止請求事件	6. 3. 21	神奈川県住民1人	老人ホーム運営会社	建築計画案で申請人宅の敷地境界線近くに設置予定の2台のGHPを建築予定の建物反対側の入口近くに移動すること。			
32	山梨県令和4年(調)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件	4. 1. 24	山梨県住民1人	食品販売会社	被申請人は、当該店舗に設置している焼き栗機から発生する騒音（蒸気音、金属音）及び調理臭の軽減（調理方法の変更や防音壁等の設置）を行うこと。	6. 2. 27	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
33	山梨県令和5年(調)第1号事件	集塵機からの騒音防止請求事件	5. 3. 8	山梨県住民1人	山梨県住民1人	被申請人は、被申請人の事業場に設置されている集塵機から発生する騒音を、騒音規制法の規制基準（第二種区域）に準じて、同法規制基準値を下回るようにすること。	5. 10. 19	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
34	山梨県令和5年(調)第2号事件	宿泊施設からの騒音・悪臭被害防止請求事件	5. 5. 10	山梨県住民3人	宿泊施設管理業者 所有者	被申請人は宿泊施設でのバーベキューの実施を全面禁止すること。また、宿泊が静かに行われるよう宿泊者に指導を徹底すること。	5. 11. 20	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
									り、本件は終結した。
35	山梨県令和5年(調)第3号事件	自治会からの騒音被害防止請求事件	5. 7. 24	山梨県住民1人	自治会	被申請人は有価物等の回収の案内放送及びお悔やみの放送をやめること。	5. 12. 13	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
36	愛知県令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 12. 10	愛知県住民1人	建設会社市(代表者市長)	(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること。(2)被申請人B建設は、C建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。(3)被申請人D建材は、C建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。(4)被申請人E市と被申請人F建設は、共同して、E市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。	5. 5. 11	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
37	愛知県令和3年(調)第1号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	3. 4. 21	愛知県住民1人	建設会社	被申請人は、A市から請け負ったA市保育園の移転改築工事から排出された建設残土のうち、本件土地に搬入された建設残土に相当する建設残土を撤去せよ。	5. 5. 11	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
38	愛知県令和4年(調)第2号事件	換気設備室外機からの騒音被害防止請求事件	4. 8. 16	愛知県住民1人	不動産会社	(1)被申請人は、申請人の住所地において、以下の防音措置及び防風措置を講ずること。①申請人の住所地における二重窓の設置。②申請人の住所地におけるサンルームの設置。(2)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の1階及び2階に設置した室外機の操業時間を、月曜日から金曜日までの間、午前8時から午後6時までとし、土日祝日は完全に停止すること。(3)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の3階以上の階に設置した室外機について、終日、音を抑えること。	5. 10. 19	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
39	愛知県令和5年(調)第1号事件	橋梁整備工事の振動被害補償請求事件	5. 2. 6	鹿児島県住民1人 愛知県住民2人 兵庫県住民1人	建設会社 愛知県(代表者知事(建設事務所))	・A建設に求める事項…(1)平成30年2月27日に実施された家屋調査の内容の全開示(2)令和元年5月29日の自宅訪問調査の報告書の全開示。 ・A建設及び愛知県(B建設事務所)双方に求める事項…(1)現時点での家屋調査を速やかに行ってほしい。この場合当事者の立会いを求める。その結果で出た被害箇所は補修の対象とすること。(2)事業損失補償に係る調査から出した修復の返答内容、具体的な補修作業の開始日時、またそれらを記載した覚書を作成すること。(3)補修事業者の提示(4)屋根を元に修復できない場合、どのようにするか具体案を提示の上で補修(5)振動でずれた壁等をどのように修復するか具体案を提示の上で補修。(6)火災保険等に加入出来ない間の措置。(7)覚書は、押印のもと、申請人にも必ず一部ずつ渡すこと。			
40	愛知県令和5年(調)第2号事件	アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事	5. 10. 5	愛知県住民4人	アルミニウムリサイクル経営会社	(1)被申請人は、騒音、低周波音、悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音、低周波音、悪臭を可能な限り低減する対策を講じなければならない。(2)被申請人は、申請人Bに対し、金106万4130円を支払え。(3)被申請人は、申請人Aの夫、申請人の長女及び申請人の次女に対し、それぞれ金50万円を支払			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
41	愛知県令和6年(調)第1号事件	洋菓子店 室外機からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6. 1. 30	愛知県 住民2人	洋菓子店	(1)被申請人は、申請人らに対し、室外機から発する騒音について、室外機の機種を変更する、あるいは効果的な防音壁を設置するなどの防音措置を講じて、敷地境界にて騒音を愛知県条例で定めている規制基準以下に低減すること。(2)被申請人は、申請人Bに対し、金31万5610円及びこれに対する本申請書送達の日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払え。(3)被申請人は、申請人Aに対し、20万円及びこれに対する本申請書送達の日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払え。(4)調停費用は被申請人の負担とする。			
42	愛知県令和6年(調)第2号事件	高等学校からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6. 2. 8	愛知県 住民2人	教育委員会 高等学校(2校)	(1)被申請人らは、愛知県立A高等学校、B高等学校より発せられる騒音をC市条例の規制基準値以下にすること。体育館の騒音は音量が低音量でも耳障りな音質のため、建物の外に音が漏れないようにすること。(2)被申請人らは、(1)項の対策が実施できるまで即刻屋外バレーボールコートと校舎北側体育館を使用しないこと。(3)チャイム、放送等の音量は即刻敷地境界で、C市条例が定める規制基準値以下になるようにすること。(4)楽器、太鼓、合唱、大声など校内で発せられる音を敷地外に漏らさないこと。やむを得ない場合は、C市の定める条例の規制数値以下にすること。(5)調停に係る費用を支払うこと。(6)慰謝料40万円を支払うこと。			
43	三重県令和5年(調)第1号事件	マンション管理会社からの薬剤散布被害防止及び損害賠償等請求事件	5. 7. 13	三重県 住民1人	不動産業者 マンション管理会社	(1)被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社は、申請人に対し損害賠償として金20万円を支払うこと。(2)被申請人マンション管理会社は、申請人の部屋の通風孔付近で、信義則に従い除草剤、殺虫剤、農薬を使用しないこと。(3)被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社は、三重県A市のマンション敷地内で、除草剤、殺虫剤、農薬、その他の化学物質を大気中に放出、漏出を行うことや、または、土壌に散布を行う場合は、事前にある程度の期間をもって、散布する薬剤の製品名と成分と、その薬剤による影響を信義則に従い周知すること。ただし、申請人が拒否した場合は、申請人の部屋の周辺には散布を行わないこと。(4)万が一、除草剤、殺虫剤、農薬、その他の化学物質を大気中に放出、漏出をする行為、または、土壌に散布を行ったことにより、アパートの住人や周辺の住人が体調を崩した場合は、診察や治療について、医師が「責任を持ってない」との理由から受診を拒否する病院が多いので、被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社が三重県以外にある、化学物質過敏症の検査／治療が可能な病院に責任をもって搬送をして、かかる費用については、全て負担すること。(5)上記(2)～(4)の内容について被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社は共同での責任があり、共同で協議して、協力して申請人に賠償金の支払いをすること。(6)被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社の緊急の連絡先を申請人に対して、書面で氏名、住所、電話番号を開示すること。(7)被申請人不動産業者及び被申請人マンシ	5. 10. 2	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						ョン管理会社は、上記 (2)～(4) に関しての作業者に対して、信義則に従い社会通念上の措置として農薬等の取扱い等について、取扱いや労働安全衛生の教育を行うこと。			
44	三重県令和 6 年(調)第 1 号事件	ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件	6. 2. 5	三重県住民 1 人	建設会社	(1)申請人に対して損害賠償30万5000円を支払うこと。(2)申請人に対して正式に謝罪すること。			
45	滋賀県令和 3 年(調)第 1 号事件	クリーニング工場からの騒音等被害防止請求事件	3. 8. 4	滋賀県住民 1 人	クリーニング会社	(1)被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。(2)被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。			
46	京都府令和 3 年(調)第 1 号事件	寺院からの騒音防止請求事件	3. 11. 11	京都府住民 1 人	宗教法人 学校法人	(1)被申請人宗教法人 A は本件堂において音量を発生させる場合、敷地境界線において建築基準法で定める第一種低層住居専用地域での環境基準を超えないよう、堂について防音設備を設置されたい。(2)被申請人宗教法人 A 及び学校法人 B は、上記防音設備設置までの間、堂を利用した活動において、環境基準を超えないように具体的措置を講じられたい。	5. 9. 11	調停打ち切り	調停委員会は、10 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
47	京都府令和 5 年(調)第 1 号事件	庭木等焼却悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	5. 4. 20	京都府住民 2 人	京都府住民 1 人	(1)被申請人は、自宅において庭木、ゴミその他の物の焼却をしてはならない。(2)被申請人は、申請人らに対し、損害賠償として金152万5870円を支払う。	5. 12. 6	調停成立	調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
48	京都府令和 5 年(調)第 2 号事件	エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	5. 7. 10	滋賀県住民 1 人	介護事業社	(1)被申請人は、申請人に対し、損害賠償として、金110万円を支払うこと。(2)被申請人は、騒音振動対策として、発生源を明らかにするとともに、エアコン室外機を撤去するか、効果的な防音・防振工事などの公害防止対策を行うこと。			
49	京都府令和 5 年(調)第 3 号事件	飲食店からの悪臭・騒音等防止及び損害賠償請求事件	5. 7. 26	京都府住民 1 人	飲食店経営者	(1)被申請人は申請人に損害賠償として金200万円を支払うこと。(2)被申請人は、申請人宅の北側 2 階にある窓とその周辺に太陽光及び反射熱を遮断する工事、1 階北側にある窓と上記 2 階の窓に対して悪臭騒音を防止する工事をそれぞれ実施すること。			
50	大阪府平成 6 年(調)第 5 号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民 797 人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
51	大阪府令和 2 年(調)第 2 号事件 (平成	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	大阪府住民 4 人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成 6 年(調)第 5 号事件に同じ。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	6 年 (調) 第 5 号事 件への 参加)								
52	大阪府 令和 2 年(調) 第 4 号 事件 (平成 6 年 (調) 第 5 号事 件への 参加)	自動車専 用道路供 用に伴う 騒音等被 害防止請 求事件	2. 7. 17	大阪府 住民 1 人	市(代表 者市長) 高速道路 管理会社	大阪府平成 6 年(調) 第 5 号事件に同じ。			
53	大阪府 令和 4 年(調) 第 1 号 事件	家庭用ヒ ートポン プ給湯器 騒音等被 害事件	4. 2. 16	大阪府 住民 1 人	大阪府 住民 1 人	家庭用ヒートポンプ給湯器の撤去を求め る。	5. 4. 28	調停打ち切り	調停委員会は、 7 回の調停期日 の開催等手続を 進めたが、合意 が成立する見込 みがないと判断 し、調停を打ち 切り、本件は終結 した。
54	大阪府 令和 4 年(調) 第 2 号 事件	通所介護 施設騒音 振動被害 防止請求 事件	4. 4. 14	大阪府 住民 1 人	老人福 祉・介護 事業会社	(1)被申請人は、通所介護施設を営業するに あたって騒音及び振動を軽減するために必要 な措置を講じなければならない。(2)被申 請人は、通所介護施設の利用者のためのレ クリエーションを行う時間帯を午後 1 時30 分から午後 3 時までの間に限定し、その限 定した時間のうち毎日 1 時間しかレクリエ ーションをしてはならない。(3)被申請人 は、通所介護施設内に利用者を受け入れる 時間帯においては、同施設の建物のすべての 窓、シャッターを閉めた状態にしなければ ならない。(4)前項の規定に関わらず、建 物内の換気を行うため、毎時 0 分から 5 分 までの間の最大 5 分間だけ建物の東面及び 北面を向いた窓及びシャッターを開けたま まの状態にすることを認める。この場合、 被申請人は建物内でカラオケ、合唱、ダン スを含むレクリエーション活動を一切行わ ないほか、できる限り建物から音を発生さ せないように配慮しなければならない。(5) 被申請人は、施設の玄関ドア及び窓に設置 されたシャッターの開閉、送迎車両のドア の開閉、職員が通勤等に使用する自転車の 駐輪を行うにあたっては、丁寧かつ可能な 限り小さな音で玄関ドア、シャッター、車 両のドアを開閉し、電動アシスト自転車の ハンドル音を出さないよう配慮しなければ ならない。(6)被申請人は、施設内の駐車場 及び施設前路上において送迎車両のエンジ ンを停止させるとともに、前面道路の側溝 上に設置されているグレーチング板に緩衝 材を設置するなどしてグレーチング板から 音を発生させないように措置を講じなければ ならない。			
55	大阪府 令和 4 年(調) 第 5 号 事件 (平成 6 年	自動車専 用道路供 用に伴う 騒音等被 害防止請 求事件	4. 7. 14	大阪府 住民 1 人	市(代表 者市長) 高速道路 管理会社	大阪府平成 6 年(調) 第 5 号事件に同じ。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	(調)第5号事件への参加)								
56	大阪府令和4年(調)第6号事件	介護保険施設騒音被害防止請求事件	4. 8. 4	大阪府住民1人	社会医療法人	(1)被申請人は、経営する介護保険施設に設置された機械の稼働時間を午前9時から午後8時までとしなければならない。(2)被申請人は、騒音を軽減するために防音壁を改善しなければならない。(3)被申請人は、日中の騒音を軽減するために申請人の所有するマンションの窓ガラスを防音ガラスに変更しなければならない。(4)被申請人は、騒音が原因で入居者が退去した場合、当該退去によって生じた損害の賠償をしなければならない。			
57	大阪府令和4年(調)第8号事件	隣家からのエアコン室外機騒音被害防止請求事件	4. 11. 8	大阪府住民1人	大阪府住民2人	(1)被申請人らは、騒音について敷地境界線上において環境省の定める騒音に係る環境基準内にとどまるようにしなければならない。(2)被申請人らは、室外機2台を移設しなければならない。(3)被申請人らは、上記措置を行わない場合、室外機2台を撤去しなければならない。(4)被申請人らは、申請人に対し、室外機2台の移設又は撤去に至るまで、令和3年11月12日以降、1日あたり金3000円を支払わなければならない。			
58	大阪府令和5年(調)第1号事件	鉄軌道騒音・振動被害防止請求事件	5. 6. 19	大阪府住民1人	鉄道会社	被申請人の電車による振動を改善する補修の実施を求める。	5. 9. 12	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
59	大阪府令和5年(調)第2号事件	金属加工工場粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	5. 6. 22	大阪府住民3人	金属製品製造会社	(1)被申請人は申請人らに対し計979万4634円を支払わなければならない。(2)被申請人は汚れ(シミ等)の原因物質を飛散させない措置をとらなければならない。(3)被申請人は上記(2)の措置をとらない場合、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。			
60	大阪府令和6年(調)第1号事件	工事車両からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件	6. 1. 29	大阪府住民5人	市(代表者市長)	(1)被申請人は、工事用の大型車両を生活圏道路であるA町第B号線、同C号線、同D号線等及びE線を通行させないように対策を講じなければならない、その対策として工事用の大型車両を中央環状線から公園予定地南側へ直接出入する計画に見直さなければならない。(2)前項の対策の実現のために事業計画地に隣接する土地所有者であり、土地の一時使用の許諾を申出ているFと具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。(3)第1項の対策の実現のために中央環状線の道路管理者である大阪府G土木事務所と、中央環状線から公園予定地南側へ直接出入りする仮設道路を設置する際に障害となる道路照明灯の工事期間中の移設を、具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。			
61	大阪府令和6年(調)第2号事件	発電機騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	6. 3. 11	大阪府住民2人	不動産業者 建設業者 学術研究者	(1)被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、騒音を生じさせてはならない。(2)被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、排煙を生じさせてはならない。(3)被申請人らは、申請人らが被った健康被害につき慰謝料として相当額の損害賠償を支払え。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
					銀行 情報通信 業者				
62	兵庫県令和2年(調)第1号事件	養鶏場からの悪臭等被害防止請求事件	2. 5. 8	兵庫県住民4人	兵庫県住民1人	(1)被申請人農地上の鶏舎を撤去すること。(2)農地上の鶏糞を撤去し同地上に新たな鶏糞を搬入しないこと。(3)農地上の鶏糞を撤去するまでの間、鶏舎及び鶏糞から生ずる臭気が環境基準値を超えない状態を確保するための設備を設置すること。(4)撤去するまでの間に生ずる臭気、騒音等の環境上の問題につき、申請人が設置し定期的に対策を協議する地区協議会に参加し、誠意をもって協議に応じることを求める。	6. 1. 17	調停申請 取下げ	調停委員会は、3回の調停期日等を開催するほか、現地調査を実施するなどにより手続を進めた。期日を進めていく中で、被申請人及び申請人から、公害等調整委員会に対し、原因裁定の申請を行うとの意向が示され、調停委員会は、原因裁定の結論が出るまで保留することに決定した。公害等調整委員会において手続を進めた結果、令和5年9月14日に被申請人の申請については、申請の一部を認容、一部を却下、申請人らの申請については、申請の一部を棄却、一部を却下するとの裁定を行い、本事件は終結したことにより、申請人が調停申請を取下げたため、本件は終結した。
63	兵庫県令和4年(調)第1号事件	造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件	4. 6. 6	兵庫県住民6人	兵庫県住民1人 兵庫県(代表者知事) 市(2市。代表者各市長)	(1)被申請人A所有の土地の盛土撤去、各申請人所有土地の原状回復や排水措置、土壌及び水質汚染防止措置を講ずること。(2)盛土造成の実態調査の実施、盛土の撤去命令等適切な指導や行政代執行を行うこと。(3)隣接する公園について、盛土崩落防止措置を講ずること。(4)造成許可の経緯を説明すること。	5. 11. 14	調停成立	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
64	兵庫県令和5年(調)第1号事件	酒販卸作業に係る騒音防止対策等請求事件	5. 3. 10	兵庫県住民1人	酒類販売会社	(1)防音壁の設置、倉庫及び駐車場前のグレーチングの修理、トラックのブザー音の低減や鳴らさないようにすることなど、被申請人の会社からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、会社の営業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間並びに土日及び祝祭日の営業は行わないこと。(3)2019年11月に10年以内に現在地から移転をするとの発言があり、進捗状況を回答すること。	5. 9. 22	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
65	奈良県平成20	平成11年(調)第1	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	年(リ) 第1号 事件	号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件			者				
66	奈良県令和5年(調)第1号事件	ネギ加工工場悪臭等被害防止等請求事件	5. 2. 27	奈良県住民2人	食品加工業者	(1)前提条件無しで対話に応じること。(2)ネギ臭の脱臭装置を工場の空気排出口を取り付けること。(3)脱臭装置の取り付けまでの間は、ネギ工場の空気排気を午前中及び年末年始は配慮すること。			
67	奈良県令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音等被害防止請求事件	5. 3. 9	奈良県住民1人	奈良県住民1人	(1)被申請人は、被申請人宅に設置した太陽光発電の機械及びエアコン室外機から発生する騒音並びにヒートポンプ給湯器から発生する低周波音対策のために、被申請人宅にて防音対策を講じるか、あるいは申請人宅に防音壁を設置すること。(2)被申請人は、被申請人が飼育する犬が吠えないように対策を講じること。	6. 2. 19	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
68	奈良県令和5年(調)第3号事件	非鉄金属卸売事業の差止め及び農地等から検出された重金属除去請求事件	5. 6. 27	奈良県住民9人	非鉄金属卸売会社	(1)被申請人は操業している工場の土地において、非鉄金属卸売業、金属くず卸売業、その他、これに関連する一切の事業を営んではない。(2)被申請人は、申請人らが所有する土地から重金属(銅、鉛等)を除去すること。			
69	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
70	広島県令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公害防止請求事件	元. 12. 3	広島県等住民228人	市(代表者市長)	被申請人は、広島県民の水がめであるB川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のC市一般廃棄物最終処分場「A埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、加えて、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壌汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
71	広島県令和2年(調)第1号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	2. 1. 14	広島県A市で事業を行う者(店舗屋上に太陽光パネルを設置)	鉄鋼会社	被申請人は、申請人に対し、833万3000円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払うこと。	5. 5. 15	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
72	広島県令和3年(調)第1号事件	金属製品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	3. 9. 21	広島県住民1人 仏壇製造会社 木材加工会社	金属加工会社	(1)被申請人は、申請人に対し、悪臭による被害が生じないように、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。(2)被申請人は、申請人らに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月3万円を支払うこと。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
73	広島県令和4年(調)第1号事件	鉄道騒音被害防止請求事件	4. 7. 11	広島県住民1人	広島県(代表者知事)	被申請人は、防音壁の設置、その他の防音対策により、鉄道騒音の被害が発生しないようにすること。	5. 6. 28	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
74	広島県令和5年(調)第1号事件	駐車場トラックからの騒音被害防止請求事件	5. 3. 10	広島県住民1人	国道事務所	サービスエリア出口側のトラック駐車スペース4～5台分を削減すること。あるいはそのスペースを乗用車専用駐車スペースへ変更すること。トラックがそこへ駐車できないようポールコーンの設置すること。夜間(午後11時～午前5時)の駐車場を一時閉鎖すること。	6. 2. 15	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
75	広島県令和5年(調)第2号事件	認定こども園からの騒音被害防止請求事件	5. 4. 14	学校法人	広島県住民1人	(1)申請人と被申請人において、調停委員会の協力のもと、現在の騒音に関する事実関係(等価騒音レベルの算定等)を確認すること。(2)事実関係を踏まえ、申請人と被申請人の協議の上、騒音対応策を決めること。			
76	広島県令和5年(調)第3号事件	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件	5. 11. 22	広島県住民1人	養鶏場経営会社	被申請人は、事業活動が行われている恒久的な構造物を構築することで、事業活動に伴い生ずる騒音、低周波音、悪臭を低減させること。			
77	福岡県令和3年(調)第2号事件	クリーニング工場からの騒音被害防止請求事件	3. 5. 24	福岡県住民1人	クリーニング会社	(1)被申請人は、本件工場から出る音について、55dBを超える音量を発生させない。(2)被申請人は、本件工場の操業日を毎週月曜から金曜まで、操業時間を午前9時から午後5時までとする。(3)前二項に被申請人が違反した場合、被申請人は、申請人に対し1回(同日の複数の違反については1回とみなす。)の違反につき、金3万円を支払う。(4)被申請人は、申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払う。	5. 8. 2	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
78	福岡県令和6年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件	6. 3. 26	福岡県住民1人	建築資材仕入販売業者 産業廃棄物収集運搬業者	(1)被申請人は、本件工場から造成工事、砕石、車両による運搬及び重機稼働により発生する音について、昼間60dB及び夜間50デシベル以下に低減すること。(2)被申請人は、土地造成工事に起因する振動により破損したブロック塀、スロープ等の亀裂、浄化槽部コンクリートの陥没等の修復工事を行うこと。(3)被申請人は、粉じんによる健康被害が生じないよう防止措置をとること。(4)被申請人は、操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日祝日の操業は行わないこと。(5)被申請人は、上記措置をとらない場合又はいずれかの事項に違反した場合は速やかに必要な回復工事を行い、現事業場から移転すること。			
79	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元. 11. 29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること、(2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること、(3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること、(4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること、(5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるた			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						めに、措置を講じること（浴室の風呂桶の防音対策等）。			
80	熊本県令和5年(調)第1号事件	幼稚園からの騒音被害防止請求事件	5. 3. 16	学校法人	熊本県住民2人	申請人が経営する幼稚園に接する被申請人宅の窓を二重窓にすること。	6. 3. 6	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
81	沖縄県令和5年(調)第1号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件	5. 10. 23	沖縄県住民1人	市(代表者市長) 指定管理者	(1)防音壁を設置するなどしてグラウンド(スケートボードパーク)の騒音を低減すること。(2)健康被害による慰謝料の請求			